

別送品発送のご案内



OCS HONG KONG 2019

- p.2 ①別送品とは
- p.3 ②発送の手順
- p.4 ②発送の手順—ご出発前
- p.8 ②発送の手順—ご出発時
- p.9 ②発送の手順—日本到着後
- p.10 ③航空便搭載・輸入通関できないもの
- p.12 お問い合わせ先

日本への引越し貨物等、ご本人様が日本へご渡航される際に携帯品(手荷物)とは別に送付する貨物です。

【別送品発送の条件】

- 本人の入国がパスポートなどにより確認できること。
- 輸入禁制品や輸入既製品に該当しないこと。
- ご本人所有(個人貨物)であること。
- 携帯品と合わせて、申告価格合計20万円分までは免税対象です。(1個が10万円を超えるものは課税対象となります。)

ご出発前

- 発送の申込み
- 荷物のパッキング
- 書類の準備
- 荷物の集荷・持込み

ご出発時

(出発&到着空港・
飛行機の中)

- 税関申告書の記入
- 入国印の捺印
- 税関申告

日本到着時

- 税関申告書の郵送
- 荷物の受取り
- (必要に応じて)
税金の御支払い

【発送の申込み】

• 発送の1週間前までに下記メールにてお申し込み下さい。

1. タイトル：別送品発送依頼

2. 本文：

- アカウント番号(個人のお客様は不要です)
- 名前(漢字&アルファベット)
- 送り先住所(英語)
- 日本への出発予定日
- 貨物送付先への入居予定日
- OCSへの貨物送付予定日 or 集荷希望日
(集荷可能日 平日：午前/午後 土曜：午前 日曜祝日：休業日)
- 貨物の箱数
- 必要な段ボール箱の個数と配達希望日
(OCS段ボール箱ご利用希望の場合)

3. 添付書類：パスポートのコピー、ご出発便E-チケット

• 申込み先メールアドレス：csjp@ocs.com.hk

OCS ジャパンデスク

段ボールのサイズと種類

Lサイズ：60*41*31(cm)

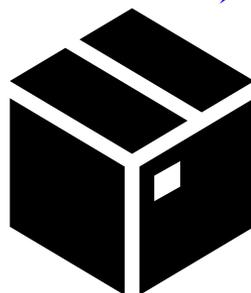
Mサイズ：50*41*31(cm)

Sサイズ：40*31*31(cm)

【貨物のパッキング】

- 下記注意事項を参考にして、お荷物のパッキングをお願い致します。

- 1箱20kg以内になるようにパッキングして下さい。
- 飛行機に搭載できないもの(10ページ目参照)にご注意下さい。万が一見つかった際はお客様へ返却、もしくは弊社にて破棄させていただきます。
- 壊れやすいものは、タオルなどを巻いて下さい。



箱の上の面に、送り状番号を分かりやすく記載して下さい。複数ある場合、全ての箱に記入下さい。

別送品であっても、酒、タバコ、香水は一定量を超えると課税対象となります。米や海苔も課税対象です。更に、米、肉類(レトルト食品も含む)は日本産であっても検疫対象品です。お荷物には入れないようお願いいたします。

【荷物の集荷・持込み】

- ご希望に合わせ、OCSにて集荷します。
ご自身でお荷物を持込むことも可能です。

集荷ご希望の場合

- お申込み時に希望された日程で集荷に伺います。
- 留守中の集荷は不可でございます。集荷の立会いをお願いしております。
- 集荷日程の変更を希望される場合、お電話かメール下さい。

Pick Up Hotline: 2334-4441

Japan Desk: csjp@ocs.com.hk

持込の場合

- OCS Hong Kong Co., Ltd. まで お持込下さい。
- OCS Hong Kong Co., Ltd.
香港九龍土瓜灣木廠街3號飛達工商業中心地下1-2號鋪
受付時間：平日10時～20時 土曜15時～19時
※OCSへ持込み前、下記までお電話下さい。

Pick Up Hotline: 2334-4441

書類の郵送

- ・パスポートのコピー(顔写真のページ・ビザのページ・日本最終出入国のスタンプが押されたページ)
- ・返却された確認印のある別送品申告書

上記2点を弊社まで送付下さい。

また、貨物の送り状番号を封筒上に記載して下さい。

申告書送付先

※宛先へは、弊社名、担当まで記載下さい。

【日本へお帰りのお客様】

OCS東京スカイゲート 別送品通関担当行

〒135-8527 東京都江東区辰巳3-9-27

[Tel:03-3522-7951](tel:03-3522-7951)

※こちらの申告書を受領後、お客様の貨物の通関手続きを進めます。また、配達は通関許可日の翌日以降となります。

③航空便搭載・輸入通関できないもの

1. ワシントン条約当該品目－皮革製品(ハンドバッグ、ベルト、財布等)、漢方薬、毛皮、絨毯、アクセサリー (虎・豹皮、サイの角等)、象牙、剥製等
2. ポルノ、海賊版メディア－わいせつ性のある雑誌・ビデオテープ・CD-ROM・DVD等
3. 麻薬関係－麻薬・向精神薬・大麻・アヘン・アヘン吸煙具・けしがら・覚せい剤等
4. ビタミン剤・医薬品・健康食品等の錠剤、顆粒、粉末物
5. その他偽ブランド商品・危険物・貴重品・絹布・土・種・肉・野菜・動植物等
6. ガス・ライターなど引火性のあるもの

※梱包内に上記のような通関不可の品目が含まれている場合、貨物全体の通関に遅延が生じます。また、品目のはき処分、追加費用(税金、通関料、保管料、検査料等)の発生も起こり得ます。

※CD-ROM, DVD-ROM等のメディア媒体を送る場合は内容が違法性のないものであるということを確認するために証明書にお客様のサインを頂く場合がございます。

日用品の中には、航空貨物の危険品に該当したり、日本への持込が制限されているものが意外と多く含まれています。別送品では送らないようお願い致します。

危険品の一例

- 充電式の製品。リチウム電池が含まれているもの。
例：掃除機、髭剃り、ゲーム機のコントローラーなど
- 液体類
例：アロマディフューザー、虫除けスプレー、消毒液、掃除用洗剤など
- 化粧品
例：ファンデーション、日焼け止め、シャンプー、ボディークリームなど

輸入規制品の一例

- 牛肉：レトルトビーフカレーなど、加工品に含まれていても検疫対象になります。
 - 米：日本産であっても一度外国へ出てしまっているものは検疫対象です。
 - 海苔：課税対象です。
 - 香水、酒、煙草など：一定数超えると課税対象です。
- ❖ 課税対象品については日本への発送自体は可能です。

お問い合わせ

-
- OCS Hong Kong Co., Ltd. Japan Desk

Tel: 2122-9802 **Fax: 2774-9948**

E-mail: csjp@ocs.com.hk